



許可番号00412006333

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 宮城県岩沼市下野郷字中野馬場34番地の48
 氏 名 株式会社佐藤金属
 代表取締役 佐藤 克己

〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩



許可の年月日 平成30年11月18日
 許可の有効年月日 平成35年11月17日

1 事業の範囲（積替え又は保管行為を含む。）

品目	取扱	品目	取扱
燃え殻	○	鉱さい	○
汚泥	○	がれき類	○
廃油	○	家畜ふん尿	×
廃酸	○	家畜の死体	×
廃アルカリ	○	ばいじん	×
廃プラスチック類	◎	これらの産業廃棄物を処分するために処理した	×
紙くず	○	もので、これらの産業廃棄物に該当しないもの	
木くず	○	石綿含有産業廃棄物	
繊維くず	×	廃プラスチック類	◎
動植物性残さ	×	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	◎
動物系固形不要物	×	がれき類	○
ゴムくず	×	水銀使用製品産業廃棄物	◎
金属くず	◎	水銀含有ばいじん等	×
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	◎	自動車等破砕物	×
備考			

※○：取り扱うもの ◎：積替え又は保管行為を含むもの ×：取り扱わないもの

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1)所在地：宮城県岩沼市下野郷字中野馬場34番地の48

面積：1,808.02平方メートル、うち保管面積：5平方メートル

産業廃棄物の種類	保管上限 (立方メートル)	保管の高さ (メートル)
廃プラスチック類	1	1
金属くず	1	1
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	1	1
石綿含有産業廃棄物	1	1
水銀使用製品産業廃棄物	1	1

3 許可の条件
なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成10年11月18日許可

平成11年3月19日変更許可「(積替え又は保管行為を含む。) 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」の追加

平成15年11月18日更新許可

平成17年8月30日変更許可「(積替え又は保管行為を含む。) 廃酸、廃アルカリ」の追加

平成20年11月18日更新許可

平成25年11月18日更新許可

平成27年10月28日変更許可「(積替え又は保管行為を除く。)」紙くずの追加

平成30年9月26日変更届(「廃酸」、「廃アルカリ」の積替え又は保管行為を含むから除く。への変更及び「水銀使用製品産業廃棄物」の積替え又は保管行為を含む。の追記)に伴う許可証書換え

平成30年11月18日更新許可

5 積替え許可の有無 有 ・ 無

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。



許可番号00462006333

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 宮城県岩沼市下野郷字中野馬場34番地の48
氏名 株式会社佐藤金属
代表取締役 佐藤 克己
[法人にあつては、名称及び代表者の氏名]



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

宮城県知事 村、井 嘉 浩



許可の年月日 令和5年8月16日
許可の有効年月日 令和12年8月15日

1 事業の範囲
別表のとおり。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1)所在地：宮城県岩沼市下野郷字中野馬場34番地の48

面積：1,808.02平方メートル、うち保管面積：2.00平方メートル

特別管理産業廃棄物の種類	保管上限 (立方メートル)	保管の高さ (メートル)
廃酸 (pH2.0以下のもの)	1.00	1.0
廃アルカリ (pH12.5以上のもの)	1.00	1.0

3 許可の条件
なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成5年8月16日許可

平成10年8月16日更新許可

平成15年8月16日更新許可

平成17年8月30日変更許可「(積替え又は保管行為を含む。)廃酸, 廃アルカリ」の追加

平成20年8月16日更新許可

平成25年8月16日更新許可

平成30年8月16日更新許可

令和5年8月16日更新許可

5 積替え許可の有無 有・無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

別表

根拠法令	特別管理産業廃棄物	取扱							
令2の4第1号	廃油(産業廃棄物である揮発油類、灯油類及び軽油類)	○							
令2の4第2号	廃酸(水素イオン濃度指数(pH) 2.0以下のもの)	◎							
令2の4第3号	廃アルカリ(水素イオン濃度指数(pH) 12.5以上のもの)	◎							
令2の4第4号	感染性産業廃棄物	×							
令2の4第5号	特定有害産業廃棄物								
	イ	廃ポリ塩化ビフェニル(PCB)等						×	
	ロ	ポリ塩化ビフェニル(PCB)汚染物						×	
	ハ	ポリ塩化ビフェニル(PCB)処理物						×	
	ニ	廃水銀等						×	
	ホ	指定下水汚泥						×	
	ト	廃石綿等						×	
		廃棄物名	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	鉱さい	ばいじん
		有害物質名							
		水銀又はその化合物	—	×	—	×	×	×	×
		カドミウム又はその化合物	×	×	—	×	×	×	×
		鉛又はその化合物	×	×	—	×	×	×	×
		有機磷化合物	—	×	—	×	×	—	—
		六価クロム化合物	×	×	—	×	×	×	×
		砒素又はその化合物	×	×	—	×	×	×	×
		シアン化合物	—	×	—	×	×	—	—
		PCB	—	×	—	×	×	—	—
		トリクロロエチレン	—	×	×	×	×	—	—
		テトラクロロエチレン	—	×	×	×	×	—	—
		ジクロロメタン	—	×	×	×	×	—	—
		四塩化炭素	—	×	×	×	×	—	—
		1・2-ジクロロエタン	—	×	×	×	×	—	—
		1・1-ジクロロエチレン	—	×	×	×	×	—	—
		シス-1・2-ジクロロエチレン	—	×	×	×	×	—	—
		1・1・1-トリクロロエタン	—	×	×	×	×	—	—
		1・1・2-トリクロロエタン	—	×	×	×	×	—	—
		1・3-ジクロロプロペン	—	×	×	×	×	—	—
		チウラム	—	×	—	×	×	—	—
		シマジン	—	×	—	×	×	—	—
		チオベンカルブ	—	×	—	×	×	—	—
	ベンゼン	—	×	×	×	×	—	—	
	セレン又はその化合物	×	×	—	×	×	×	×	
	1・4-ジオキサン	—	×	×	×	×	—	×	
	ダイオキシン類	×	×	—	×	×	—	×	
令2の4第6号	ばいじん(輸入廃棄物の焼却施設の集じん施設で集められたもの)							×	
令2の4第7号	ばいじん・燃え殻(輸入廃棄物の焼却でダイオキシン類の基準に適合しないもの)							×	
令2の4第8号	汚泥(輸入廃棄物の焼却でダイオキシン類の基準に適合しないもの)							×	
令2の4第9号	ばいじん(輸入廃棄物)							×	
令2の4第10号	燃え殻(輸入廃棄物でダイオキシン類の基準に適合しないもの)							×	
令2の4第11号	汚泥(輸入廃棄物でダイオキシン類の基準に適合しないもの)							×	
備考									

※令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

※○：取り扱うもの ◎：積替え又は保管行為を含むもの ×：取り扱わないもの